

議 案 目 録

令和8年(2026年)8月31日

番 号	件 名
議案第 65 号	令和8年度(2026年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)
議案第 66 号	令和8年度(2026年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 67 号	令和8年度(2026年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 68 号	令和8年度(2026年度)彦根市水道事業会計補正予算(第1号)
議案第 69 号	彦根市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案
議案第 70 号	彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 71 号	彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 72 号	彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 73 号	彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 74 号	彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 75 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 76 号	彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案第 77 号	財産の取得につき議決を求めることについて
議案第 78 号	令和7年度(2025年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 79 号	令和7年度(2025年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 80 号	令和7年度(2025年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
議案第 81 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 82 号	彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 83 号	彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
報告第 13 号	損害賠償の額の決定について
報告第 14 号	損害賠償の額の決定について
報告第 15 号	令和7年度(2025年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について
報告第 16 号	第38期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について
報告第 17 号	第23期株式会社四番町スクエアの決算状況について
報告第 18 号	市の債権の放棄について
報告第 19 号	市の債権の放棄について
報告第 20 号	市の債権の放棄について

議案第 69 号

彦根市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

彦根市認可地縁団体印鑑条例(平成 4 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

第 5 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 70 号

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 11 年彦根市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条中「2,160 円」を「2,880 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例(次項において「改正後の特殊勤務手当条例」という。)の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の特殊勤務手当条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の彦根市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された緊急消防援助隊手当は、改正後の特殊勤務手当条例の規定による緊急消防援助隊手当の内払とみなす。

議案第 71 号

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 51 条・第 52 条」を「第 51 条―第 52 条」に改める。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業を除く。)をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業に限る。)をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 2 条第 23 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号または第 3 号に掲げる小学校就学前

子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子どもまたは満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号または同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもまたは満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号または第2号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもまたは満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。))は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業および居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員およびその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。))は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。))」を、「この章」の次に「(第43条第1項を除く。))」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。))は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項および第 12 項において同じ。)により特定地域型保育(満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項および第 12 項において同じ。)」に、「小学校就学前子ども」を「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号および」を削り、同条第 7 項中「ものに限る。)」の次に「または満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「を行う施設」の次に「または事業所」を加え、同条第 11 項を同条第 12 項とし、同条第 8 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第 46 条第 7 号中「第 39 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項および第 3 項」に改める。

第 47 条第 1 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同条第 2 項ただし書中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 49 条第 2 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 50 条中「満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「と読み替える」を「と、第 25 条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第 51 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(特別利用地域型保育の基準)」を付し、同条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、

「次条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「いう。次条第 3 項」の次に「および第 52 条第 3 項」を加え、「第 40 条第 2 項」を「第 37 条第 3 項、第 39 条第 3 項および第 40 条第 2 項」に、「含む。次条第 3 項」を「含む。第 52 条第 3 項」に改め、「以下この章」の次に「(第 43 条第 1 項を除く。)」を加え、「同号または同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもおよび満 3 歳未満保育認定子ども」に、「第 52 条第 1 項」を「特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号」を「法第 19 条第 3 号」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第 51 条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項および第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 17 条から第 19 条までおよび第 23 条から第 33 条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子どもまたは満 3 歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法

により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号アまたはイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「前条第 1 項」を「第 51 条第 1 項」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

付則第 5 項中「特定地域型保育事業者(」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者および」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。
(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 3 条第 4 項および第 6 条第 3 項の条例で定める日)
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)附則第 3 条第 4 項および第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 72 号

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

彦根市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成 26 年彦根市条例
第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「または」を「もしくは」に改め、「場合」の次に「または同条第 10 項第 3
号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」
を加える。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「(法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業(以下「満 3 歳以
上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」と
いう。)にあつては、第 1 号および第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「家庭的保育
事業者等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項および第 7 項において同
じ。)」を加え、同条第 7 項中「ものに限る。)」の次に「または満 3 歳以上限定小規模保育事
業を行う事業所」を、「を行う施設」の次に「または事業所」を加える。

第 13 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18
第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児
童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規
定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、および児童対象性暴
力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児

と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「または第3号」を加える。

第32条中「、同条第4号中「次号ならびに第33条第4号および第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」と」を削る。

第35条中「小規模保育事業所C型は」の次に「、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず」を加える。

第48条中「第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号ならびに第33条第4号および第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」を「第4号において同じ。)」に改める。

付則第4項中「家庭的保育事業者等(」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者および」を加える。

付則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項および第6条第3項の条例で定める日)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第3条第4項および第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

議案第 73 号

彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

彦根市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例(令和 7 年彦根市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、および児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性および閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 74 号

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例

彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和 47 年彦根市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項中「除く。」の次に「以下同じ。」を、「粗大ごみ処理券」の次に「または電磁的方法(彦根市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和 3 年彦根市条例第 18 号)第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいう。以下同じ。)」を加える。

第 13 条第 1 項中「350 円」を「530 円」に、「400 円、600 円および 900 円」を「600 円」に改める。

第 14 条中「第 12 条第 1 項」の次に「および第 2 項(電磁的方法による場合に限る。)」を加える。

第 21 条第 1 項第 1 号中「20 キログラムまでごとに 440 円」を「10 キログラムまでごとに 340 円」に改め、同項第 2 号および第 3 号中「20 キログラムまでごとに 560 円」を「10 キログラムまでごとに 340 円」に改める。

別表ごみの項を次のように改める。

ごみ	事業活動に伴って生じた一般廃棄物	燃やすごみを収集し、および運搬して処分する場合	1 袋につき 10 キログラムまでごとに 530 円
		搬入された燃やすごみを処分する場合	10 キログラムまでごとに 340 円
		搬入された粗大ごみを処分する場合	
	事業活動以外から生じた一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合	10 キログラムまでごとに 200 円
		搬入された粗大ごみ(使用済小型電子機	

	器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号)に規定する使用済小型電子機器等であって市長が別に定めるものを除く。)を処分する場合		
	搬入された容器包装プラスチックを処分する場合		
	市長が指定する一般廃棄物中継施設に搬入された埋立てごみを処分する場合		彦根愛知犬上広域行政組合一般廃棄物中継施設の設置および管理に関する条例(令和 3 年彦根愛知犬上広域行政組合条例第 3 号)による。
	粗大ごみを収集し、および運搬して処分する場合	最も長い 1 辺の長さが 1.0 メートル未満のもの	1 点につき 600 円
		最も長い 1 辺の長さが 1.0 メートル以上 2.0 メートル未満のもの	1 点につき 1,200 円
最も長い 1 辺の長さが 2.0 メートル以上のもの		1 点につき 1,800 円	
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に規定する使用済小型電子機器等のうち最も長い 1 辺の長さが 0.3 メートル未満のもの(市長が別に定めるものを除く。)		5 点までごとにつき 600 円。ただし、上記のいずれかの区分に該当する粗大ごみと併せて収集して処分する場合は、徴収しない。	

付 則

- この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項の改正規定(「除く。」の次に「以下同じ。」を加える部分を除く。)および第 14 条の改正規定は、規則で定める日から施行する。
- この条例の施行の際、現にあるこの条例による改正前の第 13 条第 1 項の規定による粗大ごみ処理券については、当分の間、使用することができる。
- 改正後の第 13 条第 1 項、第 21 条第 1 項および別表ごみの項の規定は、この条例の施行の日以後に搬入され、または収集し、および運搬して処分されたごみおよび搬入された産業廃棄物に係る手数料について適用し、同日前に搬入され、または収集し、および運搬して処分されたごみおよび搬入された産業廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 75 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「405 床」を「386 床」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 76 号

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年彦根市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条中「315,000 円」を「330,000 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の彦根市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた彦根市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償(以下「葬祭補償」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の彦根市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第 18 条の規定による金額により支給されたものまたは旧条例付則第 6 条の規定による金額により支給されたもの(その額が 660,000 円未満であるものに限る。)の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

議案第 77 号

財産の取得につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

財産の取得につき議決を求めることについて

下記のとおり財産を取得することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号の規定および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 15 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

彦根市立小学校 普通教室用電子黒板

2 契約金額

32,450,000 円

3 契約の相手方

- (1) 所在地 彦根市日夏町 3774 番地 4
- (2) 名 称 藤野商事株式会社 日夏営業所
- (3) 代表者 所長 横 木 友 哉

4 契約方法

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約

議案第 78 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

令和 7 年度(2025 年度)彦根市病院事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度)彦根市病院事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 79 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

令和 7 年度(2025 年度)彦根市水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度)彦根市水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 80 号

令和 7 年度(2025 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

令和 7 年度(2025 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき認定を求めることについて

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度)彦根市下水道事業会計の決算につき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定を求める。

議案第 81 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市大堀町 448 番地 3
- 2 氏 名 北 川 鉄 樹
- 3 生年月日 昭和 31 年(1956 年)10 月 14 日

きた がわ てつ き
北 川 鉄 樹

- | | | | |
|---|----|-----------------|--------------------------|
| 1 | 住所 | 彦根市大堀町 448 番地 3 | |
| 2 | 学歴 | 昭和 54 年 3 月 | 関西学院大学社会学部卒業 |
| 3 | 職歴 | 昭和 54 年 4 月 | 株式会社滋賀銀行入行 |
| | | 平成 11 年 1 月 | |
| | | |) 株式会社滋賀銀行桜川支店長 |
| | | 平成 13 年 6 月 | |
| | | 平成 13 年 6 月 | |
| | | |) 株式会社滋賀銀行九条支店長 |
| | | 平成 15 年 6 月 | |
| | | 平成 15 年 6 月 | |
| | | |) 株式会社滋賀銀行営業統轄部エリアマネージャー |
| | | 平成 17 年 6 月 | |
| | | 平成 17 年 6 月 | |
| | | |) 株式会社滋賀銀行八日市東支店長 |
| | | 平成 20 年 6 月 | |
| | | 平成 20 年 6 月 | |
| | | |) 株式会社滋賀銀行長浜支店長 |
| | | 平成 23 年 6 月 | |
| | | 平成 23 年 6 月 | |
| | | |) 株式会社滋賀銀行人事部参事役 |
| | | 平成 23 年 10 月 | |
| | | 平成 23 年 10 月 | 株式会社滋賀銀行退職 |
| | | 平成 23 年 11 月 | |
| | | |) 株式会社滋賀銀行人事部(嘱託) |
| | | 平成 24 年 3 月 | |
| | | 平成 24 年 4 月 | |
| | | |) 一般社団法人滋賀経済産業協会専務理事 |
| | | 令和 5 年 5 月 | |

議案第 82 号

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市公平委員会委員に下記の者を選任することにつき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市大藪町 2517 番地 14
- 2 氏 名 野 崎 孝 志
- 3 生年月日 昭和 37 年(1962 年)9 月 5 日

の ざき たか し
野 崎 孝 志

- | | | | |
|---|----|-------------------|-----------------------|
| 1 | 住所 | 彦根市大藪町 2517 番地 14 | |
| 2 | 学歴 | 昭和 60 年 3 月 | 京都産業大学外国語学部卒業 |
| 3 | 職歴 | 昭和 60 年 4 月 | 彦根市役所勤務 |
| | | 平成 23 年 4 月 | |
| | |) | 教育委員会事務局教育部文化振興室長 |
| | | 平成 23 年 9 月 | |
| | | 平成 23 年 10 月 | |
| | |) | 企画振興部市長公室主幹(文化総合調整担当) |
| | | 平成 24 年 3 月 | |
| | | 平成 24 年 4 月 | |
| | |) | 福祉保健部介護福祉課長 |
| | | 平成 25 年 3 月 | |
| | | 平成 25 年 4 月 | |
| | |) | 産業部観光振興課長 |
| | | 平成 26 年 3 月 | |
| | | 平成 26 年 4 月 | |
| | |) | 市立病院事務局職員課長 |
| | | 平成 28 年 3 月 | |
| | | 平成 28 年 4 月 | |
| | |) | 企画振興部次長 |
| | | 平成 30 年 3 月 | |
| | | 平成 30 年 4 月 | |
| | |) | 総務部次長 |
| | | 令和 2 年 3 月 | |
| | | 平成 30 年 4 月 | |
| | |) | 選挙管理委員会事務局長 |
| | | 平成 31 年 3 月 | |
| | | 令和 2 年 4 月 | |
| | |) | 市立病院事務局長 |
| | | 令和 4 年 3 月 | |
| | | 令和 4 年 3 月 | 彦根市役所退職 |

令和 4 年 4 月

) 日本福祉大学社会福祉学部非常勤講師

至 現 在

令和 4 年 11 月

) 彦根商工会議所専務理事

令和 7 年 6 月

令和 5 年 5 月

) 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会理事

令和 8 年 3 月

令和 6 年 4 月

) 聖泉大学看護学部非常勤講師

至 現 在

令和 8 年 4 月

) 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会常務理事兼事務局長

至 現 在

議案第 83 号

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

彦根市教育委員会委員に下記の者を任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市平田町 876 番地
- 2 氏 名 平 野 美 喜
- 3 生年月日 昭和 54 年(1979 年)11 月 30 日

ひらのみき
平野美喜

- | | | | |
|---|----|---------------|------------------------|
| 1 | 住所 | 彦根市平田町 876 番地 | |
| 2 | 学歴 | 平成 12 年 3 月 | 華頂短期大学社会福祉学科社会福祉専攻卒業 |
| 3 | 職歴 | 平成 12 年 4 月 | |
| | | |) 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会勤務 |
| | | 平成 31 年 3 月 | |
| | | 平成 29 年 4 月 | |
| | | |) 平田学区子ども会指導者連合会会長 |
| | | 平成 30 年 3 月 | |
| | | 平成 31 年 4 月 | |
| | | |) 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会勤務 |
| | | 至 現 在 | |
| | | 令和 6 年 4 月 | |
| | | |) 彦根市立平田小学校 P T A 会長 |
| | | 令和 7 年 3 月 | |
| | | 令和 7 年 4 月 | |
| | | |) 彦根市立平田小学校地域学校協働活動推進員 |
| | | 至 現 在 | |
| | | 令和 8 年 4 月 | |
| | | |) 平田学区社会福祉協議会理事 |
| | | 至 現 在 | |

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市西今町〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 池 田 敏 治
- 3 生年月日 昭和 27 年(1952 年) 〇〇〇〇〇

略 歴

いけ だ とし はる
池 田 敏 治

昭和 27 年〇〇〇〇〇〇

1 住所 彦根市西今町〇〇〇〇〇〇

2 学歴 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

3 職歴 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

○○○○○○○	)	○○○○○○○
○ ○ ○		
○○○○○○○	)	○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○		
○○○○○○○	)	○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○		
○○○○○○○	)	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○ ○ ○		

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市賀田山町〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 長 崎 弘 法
- 3 生年月日 昭和 31 年(1956 年)〇〇〇〇〇〇

略 歷

なが さき ひろ のり
長 崎 弘 法

昭和 31 年○○○○○○○○

- [illegible]

[illegible]

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
上記の件につき諮問する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者に、下記の者を推薦することにつき、人権擁護委員
法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

- 1 住 所 彦根市鳥居本町〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 氏 名 瀧 口 美津子
- 3 生年月日 昭和 41 年(1966 年)〇〇〇〇〇

略 歷

たき ぐち みつこ
瀧 口 美津子

昭和 41 年○○○○○○○

- [illegible]

報告第 13 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 7 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年(2026 年)7 月 29 日

彦根市長 田 島 一 成

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 518,634 円を支払う。

3 事案の概要

令和 8 年 4 月 28 日午前 9 時 17 分頃、彦根市開出今町地先の庄堺公園の園路において、職員が除草作業を行っていたところ、当該作業により跳ね上がった小石が、当該公園の駐車場に駐車するため後進していた相手方の車両のバックドアガラスに当たったことにより、これを損傷したもの

報告第 14 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 8 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年(2026 年)7 月 29 日

彦根市長 田 島 一 成

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 500,067 円を支払う。

3 事案の概要

令和 8 年 5 月 17 日午前 10 時 30 分頃、彦根市西今町 415 番地の彦根市消防本部の敷地内において、彦根市消防署本署に配備している原動機付自転車の試運転をしていたところ、段差に乗り上げて転倒した原動機付自転車が、当該敷地内の職員用駐車場に駐車していた相手方の車両に接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの

報告第 15 号

令和 7 年度(2025 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 7 年度(2025 年度)一般財団法人彦根市事業公社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 16 号

第 38 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 38 期彦根総合地方卸売市場株式会社の決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 17 号

第 23 期株式会社四番町スクエアの決算状況について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により、第 23 期株式会社四番町スクエアの決算に関する書類を、別添のとおり提出する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 18 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

1 市の債権の名称

特別定額給付金返還金債権

2 放棄した市の債権の額

100,000 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

条例第 6 条第 1 号に該当したもの

1 件 100,000 円

報告第 19 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

1 市の債権の名称

彦根市立病院診療費用等債権

2 放棄した市の債権の額

4,382,271 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

83 件 2,945,011 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

8 件 453,280 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

24 件 983,980 円

報告第 20 号

市の債権の放棄について

彦根市債権管理条例(平成 25 年彦根市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、市の債権を放棄したので、条例第 7 条の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)8 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

1 市の債権の名称

水道料金債権

2 放棄した市の債権の額

1,760,305 円

3 市の債権を放棄した理由およびその内訳

(1) 条例第 6 条第 1 号に該当したもの

160 件 1,728,493 円

(2) 条例第 6 条第 2 号に該当したもの

2 件 4,631 円

(3) 条例第 6 条第 3 号に該当したもの

11 件 27,181 円